

松 山 大 学 論 集  
第 25 卷 第 4 号 抜 刷  
2 0 1 3 年 10 月 発 行

CAFTA における中国とマレーシアの  
経済・政治関係

姚 海 峰

# CAFTA における中国とマレーシアの 経済・政治関係

姚 海 峰

## はじめに

前稿において、中国が ASEAN と FTA (CAFTA) を締結する目的及び現在までの CAFTA の効果を貿易・投資面と外交面から分析した。

2000 年以後、中国の企業が国内市場で十分な利益を追求することが困難になるにつれ、中国政府は自国企業に海外進出を促す「走出去」政策を打ち出した。中国にとって、ASEAN は中国との距離が近く、多くの人口を抱え、巨大な市場を擁する存在である。また、2000 年代に入り、欧米市場は長期的な不況に陥り、欧米諸国との経済取引が伸び悩むと、ASEAN は中国にとって最優先の投資・貿易の相手と考えられた。

他方、冷戦終結後、東アジア地域において中国は覇権国である米国の強力な競争相手と見られるようになってきた。また、天安門事件を契機に欧米諸国から孤立した中国は、外交の苦境から脱出するため、「内政不干涉」、「大国均衡」政策を主張し、そして中立的な ASEAN に接近することを選んだ。まず、中国はマレーシアと国交を回復し、マレーシアの誘いに応じて、ASEAN 外相会議に参加した。その後、中国と ASEAN の友好の扉が開かれた。

ところで、2002 年「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」が締結されてから 2010 年「投資協定」が発効される中で、CAFTA は形成された。この期間に中国の ASEAN との貿易は成長し、かつ政治関係は積極的な側面に向かって発展してきた。

既存の中国とASEANのFTAに関する研究では、中国とASEAN全体の一般的な関係の考察に止まっており、中国とASEANの各々の国との関係の分析は研究の途上である。これまでの研究を踏まえて、考察すべき論点は以下の通りである。①経済面において、中国とASEAN諸国とそれぞれの貿易関係はどうなっているのか？ ②CAFTAでは、中国とASEAN諸国の貿易品を早期関税引下げ措置（アーリーハーベスト品目）、通常関税引下げ品目（ノーマル・トラック品目）と猶予関税引下げ品目（センシティブ・トラック品目）に分類した場合、それらの貿易品の貿易状況はどうなっているのか？ ③外交面では、なぜ中国はASEAN諸国に対して異なった政策をとっているのか？ ④ASEAN各国にどのような政策をとっているのか？

以上のような問題意識から、本稿では、ASEANの先発国の一つであるマレーシアを例として挙げて、中国とマレーシアの貿易と投資関係、及び外交関係を詳しく分析することにより、上記の問題に接近する。

まず、第一章では、CAFTAにおいて、中国とマレーシアに関する貿易・投資面及び外交面の先行研究のサーベイにより、本論文の研究視点を明らかにする。

次に、第二章では、ASEANにおけるマレーシアはどのような存在かを位置づけて、中国とマレーシアの深い絆を明白にする上で、中国にとってのマレーシアの重要性を述べる。

第三章では、貿易・投資面からCAFTAにおける関税削減、投資規制を分析する上で、中国とマレーシアとの貿易変化、投資状況を分析する。

第四章では、外交面から中国とマレーシアの外交現状を説明し、外交上及び安全保障上の積極的な要因と消極的な要因を取り上げたい。

最後には、本論文のまとめとして、CAFTAにおける中国とマレーシアの関係の重要性を説明したい。

## 第一章 先行研究

前稿において、CAFTA を考察するにあたり、貿易と投資の側面及び外交面から分析を行った。本論文では前稿と同じ視点から、CAFTA 締結以降の中国とマレーシアの貿易、投資及び外交の側面から考察を行っている。まず、先行研究をサーベイすることにより本稿の狙いを明らかにしておこう。

石川幸一は CAFTA を締結後、2004 年の時点での中国とマレーシアの貿易についてセンシティブ・トラックの貿易状況を分析し、中国と ASEAN の間で、重要な製造業について貿易保護が続いていることを明らかにした。しかし、石川は 2004 年の時点の中国とマレーシアの貿易の一部しか分析しておらず、アーリーハーベスト品目とノーマル・トラック品目の貿易状況を分析していない<sup>1)</sup>。

次に、黄磷は 1995 年から 2004 年までの中国とマレーシアの貿易量と貿易構成について研究を行った。黄の研究によれば、中国とマレーシアの貿易品の順位の上位三位の品目は殆どセンシティブ・トラックに含まれている。しかし、黄は中国とマレーシアの貿易動向についてセンシティブ・トラックを中心に考察しただけである<sup>2)</sup>。

CAFTA において、貿易品はアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目に分類できる。アーリーハーベスト品目とは動物、肉及び食用内臓、魚、乳製品・蜂蜜・卵、その他の動物製品、生き植物、野菜、果物の一部例外を除く農水産物 (HS01-08) のことである。アーリーハーベスト品目以外の物はノーマル・トラック品目に含まれる。例えば、HS 09 のコーヒー・茶・スパイス、HS22 の飲料・アルコール・食酢、HS48 の紙製品などが含まれている。また、ノーマル・トラック品目の中の 400 種類の品

1) 石川幸一「ASEAN と中国の FTA をどう評価するか」『国際貿易と投資 Spring』2006, No. 63, 73 頁。

2) 黄磷「マレーシアと中国の貿易と直接投資」大西康雄編『中国・ASEAN 経済関係の発展開 - 相互投資と FTA の時代へ』アジア経済研究所, 161 頁～166 頁。

目はセンシティブ・トラック品目として分類される。例えば、HS70のガラス製品、HS72の鋼鉄、HS84の一般機械などが含まれている（表3-4、表3-5）。

先行研究では、対象期間が2005年に止まり、対象範囲は中国とASEAN全体の貿易状況となっているが、中国とASEANの国別の貿易状況は考察されていない。また、これらの研究はセンシティブ・トラック品目の研究に止まっている。そこで本論文では、「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結した2002年以後の中国とマレーシアの貿易状況を考察し、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目、センシティブ・トラック品目の分析を通じて貿易状況を全体的に明らかにしたい。

石川は貿易に加えて2001年から2005年まで中国のマレーシアに対する投資を産業別の視点から分析を行った。石川の考察によって、2001年から中国企業のマレーシアへの投資額が中国の対外投資総額に占める割合が少ない、マレーシアへ投資する中国企業は建設・エンジニアリング、貿易と製造業が中心であることが明らかとなった。また、ASEANにおいて中国のマレーシアに対する投資の比率は第三位になっているが、少数の大規模な投資プロジェクトの占める割合が殆どであり、毎年認可された小規模な投資は少ないことが明らかになった<sup>3)</sup>

貿易の考察と同様に、中国のマレーシアへの投資について石川の考察は2005年までの投資動向に止まっている。そして、中国の対マレーシアの投資は大規模の投資に集中している理由について分析を行っていない。

その他、久我由美はCAFTAの締結が中国国内の「走出去」政策により促進されたと主張した。「走出去」政策を実施するため、中国政府はASEANを重要な投資対象と位置付け、積極的に「博覧会」や「サミット」を開催して、中国企業に対ASEAN投資の情報を提供した<sup>4)</sup>。福地亜希は中国の対ASEAN投資

3) 石川幸一「活発化する中国企業のASEAN投資」『季刊 国際貿易と投資 Spring 2005/No. 59』72～74頁を参考。

4) 久我由美「CAFTAと投資政策」『アジア研究』Vol. 55, No. 4, October 2009。

がエネルギー、資源獲得や米国との貿易摩擦回避を目的としていたと述べている<sup>5)</sup>

これらの既存研究は中国の対 ASEAN 投資を対象として考察を行ってきたが、中国のマレーシアに対する投資の背景や目的について深く考察されていない。さらに、CAFTA の締結が中国による個別の ASEAN 国（本論文ではマレーシアを例として挙げる）への投資に与える影響について分析がされていない。

本論文では、これらの研究を踏まえて、中国の対 ASEAN 投資の一般的な目標はそれぞれの ASEAN 諸国に適用しているのかを確かめたい。また、CAFTA による投資創出効果<sup>6)</sup> の視点から、2002 年「包括的経済協力枠組み協定」の締結後の中国による対マレーシア投資の動向及び目的を考察したい。

次に、政治面における先行研究を述べておこう。CAFTA は経済的な協定として、締結された。しかし、CAFTA の場合では、経済面か、政治面か、どちらかの面だけの分析であれば、CAFTA について説明は不十分であろう。なぜならば、中国は「国家利益がすべてのことより重要である<sup>7)</sup>」国だから。そのため、中国政府は CAFTA の締結を通じて、経済手段を使って、政治的な目的を果たすことが考えられる。

ジョセフ・リョー・チンヨンは冷戦後中国とマレーシアの政治関係について分析を行った。彼は、「冷戦終結後、マレーシアの外交と安全保障の言説には目に見える変化があった。中国はもはや脅威として見られることも表現されたこともない……マレーシアと中国の経済関係は中国への関与戦略を支えるまで

---

5) 福地亜希「ASEAN と中国の FTA と経済関係の深化」『BTMU ASEAN TOPICS』No. 2010/7, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ。

6) FTA が地域的な貿易障壁を取り除き、市場を拡大させることから消費地での生産を狙った直接投資が活発になる。さらに、もし FTA により地域内での企業の生産活動が効率的になるならば、外国企業は有利な操業環境を利用して、進出先市場での販売だけではなく輸出を目的とした投資を行うであろう。これらは FTA の投資創出効果である。

7) 鄧小平「国家の主権と安全要始終放在第一位」『鄧小平文選（第三卷）』1995, 人民出版社。

大幅に改善した。政治関係も大いに改善した<sup>8)</sup>」ジョセフは冷戦後、マレーシアは中国に対して、警戒心がないことを分析したが、マレーシアと中国との関係が中国の対 ASEANFTA 戦略にどのような影響があるか、を分析していない。

石川幸一の研究では、安全保障の視点から中国は ASEAN と FTA を締結する一般的な目的をまとめた。石川によれば「中国は中国脅威論の解消、安全保障、台湾への牽制、政治的な影響力増大及び東アジア地域統合に向けての主導権確保、インド洋へのルート開拓や資源確保などの経済安全保障が目的となっている<sup>9)</sup>」。本論文では、中国のマレーシアに対する目的がマレーシアにおける「中国脅威論」の解消によって、マレーシアと友好関係を固め、ASEAN との友好関係を構築することであると主張したい。

その他、佐藤考一は ASEAN における「中国脅威論」について分析した。「ASEAN 諸国が問題としているものは『脅威』ではなく、よくある二国間問題にすぎない……ASEAN 諸国の中国との、個別の二国間関係や地理的な距離、国内の華僑・華人の統合の度合いなどによっても異なることがある<sup>10)</sup>」

佐藤の研究により、ASEAN における「中国脅威論」は実際二国間の問題であり、その要因は地理的な距離と華僑・華人の統合の度合いである。そして、マレーシアにとっての「中国脅威論」は主に華人の存在とみられる。そのため、マレーシアにとっての「中国脅威論」はフィリピン、ベトナムのような領土問題による「中国脅威論」を主張する国と異なって、比較的解決しやすい。そのため、中国はマレーシアに緩和的な外交政策を採用し、ASEAN において、最初にマレーシアと友好関係を構築した。そして、マレーシアを突破口として ASEAN に接近することを目的にしている。

---

8) ジョセフ・リョー・チンヨン「マレーシアの冷戦後の対中政策に関する再評価」『中国の台頭－東南アジアと日本の対応』恒川潤編、平成21年、防衛省防衛研究所、81頁。

9) 石川幸一「ASEANと中国のFTAをどう評価するか」『国際貿易と投資 Spring』2006, No. 63, 71頁。

10) 佐藤考一『「中国脅威論」とASEAN諸国』2012, 勁草書房, 51頁。

以上の先行研究を踏まえて、本論文の視点をまとめると、マレーシアにおける「中国脅威論」が比較的解消しやすい。中国の対マレーシア外交政策はマレーシアにおける「中国脅威論」の解消によって、マレーシアと友好関係を固める上で、ASEAN との友好関係を構築することが目的である。そして、CAFTA の締結は中国と ASEAN 諸国友好関係を構築の手段の一つである。

本論文では CAFTA 締結後、中国の対マレーシアと他の ASEAN 国に対する外交政策の異同を考察することによって、中国にとって ASEAN におけるマレーシアの重要性を明らかにしたい。

## 第二章 中国にとってマレーシアのメリット

先行研究では、これまで中国とマレーシアの貿易・投資及び外交状況に関する研究が行われてきたが、2000 年代初期までに止まっている。そこで、CAFTA の成果を評価するため、2002 年以後のデータを利用した考察が必要である。考察に入るに先立ち、マレーシアを対象国として分析する理由を述べておこう。

まず、1960 年代からマレーシアは ASEAN の先発国であり、地域協力を重視している。1960 年代から、東南アジア諸国は如何に自らを守るかについて探求が始まった。地域協力は東南アジア諸国に認可された最もいい方式であった。地域協力を実現するため、マレーシアは東南アジア連合とマフィリンド連合に積極的に参与した。結局、この二つの連合は失敗したが、マレーシアの地域協力に対する熱情は下がっていなかった。その熱情は以後中国との友好関係のきっかけとなる。

次に、1974 年に中国とマレーシアが国交を回復して以来、マレーシアの統治者は中国との関係を重視するようになってきている。中国はマレーシアに接近することによって ASEAN における市場の拡大、自国企業の対外投資促進及び ASEAN との友好的外交関係を構築することを目的にしている。1997 年のアジア通貨危機は中国とマレーシアの関係の転換点である。中国の通貨危機に対す



る対応はマレーシアの信頼を得て、CAFTAの基盤を固めた。

では、まずマレーシアのASEANにおける地位を述べておこう。

## 1. ASEANにおけるマレーシアの位置付け

第二次世界大戦以後、周辺大国及び欧米強国から自らの利益を守ることを目的として、東南アジア諸国の間で地域同盟を結成しようという認識が芽生えた。しかし、当時の東南アジア諸国の多くは植民地から独立して日が浅く、また各国間の対立が存在していたため、同盟を構築するだけの余裕がなかった。1950年代から1960年代にかけて、東南アジア諸国の大半は旧宗主国から独立し、国内の政治状況が安定化した。また、東南アジア諸国は共産中国の誕生とベトナムにおける共産主義勢力の伸張に対する警戒から同盟の必要性を感じた。

### (1) ASEANの先発国であるマレーシア

ASEANが成立する以前、東南アジア地域では東南アジア連合とマフィリンド連合の二つの連盟が存在した。

1961年、マラヤ（マレーシア）、フィリピンとタイが東南アジア連合を構成した。この同盟組織は東南アジアの地域協力の始まりとして重要な意義がある。そして、マレーシアはこの組織の中で欠かせない存在であった。

東南アジア連合を締結する提案は当時マレーシアのトゥンク・アブドゥル・ラーマン首相によって最初に発表された。この構想の目的は当初は軍事的な同盟組織を締結することであったが、結局は軍事同盟ではなく、経済及び教育の同盟として形成された<sup>11)</sup>

他方、マフィリンド連合は、1963年にマラヤ、フィリピンとインドネシアの間で結ばれた非政治的連合であった。同年、フィリピンのディオスダド・マ

---

11) Arnfinn Jorgensen Dahl 『Regional Organization and Order in Southeast Asia』 London, The Macmillan Pree. Ltd. 1982, p. 19.

カバガル大統領がこの連合案を提案した。その目的は植民地による人工的な国境で分割されている現状からマレー人種を一つにする「大マレーシア連邦」を構築することであった<sup>12)</sup>

しかし、残念ながら、1963年マレーシアとフィリピンの中で生じたサバ州の主権紛争が外因となり、東南アジア連合は停滞してしまった。そして、マフィリンド連合も同じ領土問題で崩壊した。この二つの連合の崩壊により、マレーシアは貴重な経験を積んだ。これらの経験はそれ以降のASEANの成立の貴重な布石となった。

1967年に、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポールとタイの五カ国が平等と協力の精神に基づいて、経済成長と文化の発展を促すことなどを目的として、地域協力組織「東南アジア諸国連合」(ASEAN)を形成した。当時のASEANの成立の目的は中国から自国を防衛することであった。1960年代の中国は共産主義革命の指導方針により、周辺諸国の共産党に援助していた。そのため、各国の統治者は共産主義革命を自国にとっては最大の脅威と考えたのである。マレーシアのラーマン首相は「我々(東南アジアの国)にとって、北方からの共産主義脅威から守るため、最も有効な方法は連合を構築することである。そして、われらの運命と未来は我々自身が決める<sup>13)</sup>」このような背景でASEANが形成された。しかし、その結果として、当時の中国はASEANを「反共産主義の組織」として定義し、中国とASEANとの関係が対立することになった。

上述したように、マレーシアはイギリスの植民地統治からの独立以降、積極的に東南アジア地域の連合組織に関与した。ASEAN成立の目的は共産主義の中国から自国を防衛することであったため、当時マレーシアも中国を脅威として見ていた。マハティールがマレーシアの首相になってから、マレーシアの中

12) 吉川敬介「ASEAN 経済協力の変遷と進展メカニズム」16~18頁を参考。

13) Arfmann Jorgensen Dahl 『Regional Organization and Order in Southeast Asia』 London, The Macmillan Pree. Ltd. 1982, p. 73.

国に対する外交方針が変化した。

## (2) 地域協力を重視するマレーシア

マレーシアの統治者は地域協力について、以下のように考えた。

ASEANは小国の連合である。そのため、ASEAN諸国は国際社会において、自分たちが「弱者」であることを認めた<sup>14)</sup>。その上で、ASEAN諸国は「弱者」の弱点を克服するため、周辺諸国とのバランスを取れる（大国均衡）外交政策を実施した。この政策の目的は欧、米、中、日などの国との関係のバランスを取って、諸大国との関係の均衡を取りながら、可能な限りに最大の利益を得ることである。1990年代に入り、欧米諸国は貿易保護政策を実施した。これを受けてマレーシアのマハティール首相は欧米諸国と国際市場で対抗するため、「東アジア経済グループ」の構想を提出した。この構想は結局実現できなかったものの、後のASEAN+3会合の形成の基盤となった。

以上述べたように、第二次世界大戦以後、マレーシアは東南アジアの地域協力について深い影響力を持っていた。マレーシアの統治者の考えはASEANの行方に大きく影響している。

## 2. 中国とマレーシアの絆

### (1) 敵対から友好関係の構築へ

中国とASEAN諸国は1960年代末まで緊張した関係が続けてきた。ASEANの成立は「共産主義（中国）の脅威からの防衛」を目的としていたため、中国はASEANを「反共産主義」の組織と定義した。しかし、1970年代に入ると、マレーシアの対中政策は敵対から友好に変更した。当時のマハティール首相は「歴史をみると、中国は他国の領土に侵略することがなかった……繁栄する中国は東南アジアを含む東アジア経済発展のエンジンとなり、そして、世界経済

---

14) 佐藤考一『中国脅威論』とASEAN諸国』2012、勁草書房、51頁を参考。

発展のエンジンになるはずである……中国市場の規模は考えられないほど大きくなるはずである<sup>15)</sup>」このように、マレーシアは中国を脅威ではなく、中国との関係強化を図ることがチャンスであると認識していた。

この時期の中国はソ連との関係が悪化した反面、米国との関係が改善するようになった。ASEAN 諸国は欧米諸国と同一陣営の国であり、中国はこれらの国に対する態度も変わった。マレーシアは ASEAN の中で最初に中国に友好的な姿勢を見せた国として、中国との接触が始まった。

1971年5月にマレーシアは貿易代表団を派遣し、中国を訪問した。同年6月マレーシアは中国に対するゴムの貿易制限を解消した。そして8月に中国からの貿易代表団はマレーシアを訪問した。それから、中国とマレーシア両国の貿易交流が進み、1974年5月に中国とマレーシアは正式に国交を回復した<sup>16)</sup>。

## (2) 華人問題の解決

ASEAN 諸国には、多くの華人（中国系の外国国籍の人）が居住している。マレーシアでは国民の4分の1は華人である。これらの華人は富裕層に多く、原住民との摩擦が存在している。また、華人たちは故郷の中国に対する郷愁を持ち、母国が強くなることを望んでいる。そのため、海外の華人は中国と関連ある共産主義運動への支援を行っていた。これらのことが原因になって、資本主義体制のマレーシアは華人の存在を「中国脅威論」の源とみてきた<sup>17)</sup>。

1974年に中国とマレーシアの国交が回復する以前、中国政府は海外の華人に対して曖昧な態度を取っていた。中国は華人を自国民と認めていないが、実際、中国では華人は華僑（外国で永住権を持っている中国国籍の人）と同じ

---

15) 「中華人民共和國的社會主義市場經濟：一個亞洲人的觀點」『馬來西亞總理馬哈蒂爾講演集』1995、世界知識出版社、12頁。

16) 汪德榮・嚴志強・彭定新『中国－東盟貿易概論』2011、中国物資出版社、171頁。

17) 王光厚『冷戦後中国東盟戦略関係研究』2008、吉林大学出版社、61～62頁。

ような優遇政策を享有できる<sup>18)</sup> 中国のこのような政策は海外の華人に自分が中国人であるという錯覚の意識を与え、この政策は在住国政府の対立的な気持ちをかき立てていた。

中国はマレーシアと国交を回復する時、中国政府が「中国は二重国籍を認めない<sup>19)</sup>」と説明した。その後の1980年代に、中国は「国籍法」を公布した。「国籍法」は法律上で二重国籍を否定し、華人は外国人であることを明確にした。この法律はマレーシアのような華人が多く存在している国の当局と国民を安心させ、これからの両国の友好関係の構築にとっての障害を一掃した。

### (3) マレーシアから ASEAN へ

中国はマレーシアと国交を回復することをきっかけとして、1974年から1991年にかけて、ASEAN 諸国との国交をすべて回復した。マレーシアは中国と最初に友好関係を構築した ASEAN の一つの加盟国として、中国と ASEAN の関係を構築する基盤作りに貢献した。また、1991年に中国は初めてマレーシアのゲストとして当時のマレーシア外相アブドラ・バダウィに招待され、第124回 ASEAN 外相会議に参加した。それから、中国と ASEAN との全面的な接触が始まった。

1997年に、アジア通貨危機が勃発した時、ASEAN 諸国は通貨危機の影響により経済が深刻な不況に陥った。当時、中国政府は人民元とドルの為替レートを切り下げないことを ASEAN 諸国に約束することにより、ASEAN 諸国の信頼を得た。一方、金融危機以後、ASEAN 諸国は米国の通貨危機への対応に失望した。その結果、ASEAN 諸国は如何に大国に依存せず自らの利益を守るか

---

18) 陳碧笙『世界華僑華人簡史』1991、廈門大学出版社。

華僑が中国に投資すると、土地使用費、企業所得税、輸入関税の減免と融資の優遇政策がある。その他、華僑の子女が進学する時、一般的な学生より合格ラインが低いなどの優遇政策がある。

19) Stephen Leong. 「Malaysia and the People's Republic of China in the 1980s: Political Vigilance and Economic Pragmatism」Asian Survey 1987. 10. 27.

を考えた。こうして、マハティール首相の東アジア経済グループ構想を基盤にして ASEAN+3 の地域協力方式が提案された。

現在マレーシアは ASEAN において中国と最も関係が緊密な盟友として、様々な経済と政治問題について、中国を支持している。中国もマレーシアを通じて、自国の ASEAN に対する影響を強化したいと考えている。

### 3. まとめ

マレーシアは中国と深い繋がりを維持してきた。両国関係は緊張した時期もあったが、マレーシアは ASEAN の発足国であり、地域協力を熱心にする事によって、中国と友好関係を構築することが ASEAN 諸国と中国の関係に影響すると考えている。中国はマレーシアと友好関係を維持することによって、ASEAN に接近するのが可能になる。そのため、マレーシアは中国の ASEAN 戦略において、重要な役割を果たしているのである。

マレーシアの中国に対する重要性を明白にした上で、次の章では、ACFTA において、中国とマレーシアの経済関係を分析しておきたい。

## 第三章 CAFTA における中国とマレーシアの経済関係

前稿で述べたが、2002年に中国は ASEAN と「包括的経済協力枠組み協定」を締結した。そして、2004年に「ASEAN・中国物品協定」が締結された。この二つの協定により、中国と ASEAN 諸国間のアーリーハーベスト及び物品貿易に関する関税の削減の予定と品目内容が決められた。既存の研究では、中国と ASEAN の貿易状況及びセンシティブ・トラックの貿易動向について考察を行っているが、ASEAN の各個の国と中国との貿易動向及びアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目の実態は考察されていない。

本章では、中国の立場から中国の対マレーシア輸出について、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目及びセンシティブ・トラック品目のそれ

それぞれの貿易実態を分析していきたい。また、CAFTAによる市場拡大効果の中国への影響を述べてみたい。

貿易のほか、2009年にCAFTAの一部である「投資協定」が調印され、2010年に、「投資協定」が発効された。既存の研究は2005年までの中国の対マレーシア投資実態、投資目的の考察に止まっている。本章では、2012年までの中国のマレーシアへの投資の状況及び真の目的を明らかにすることにより、FTAの投資創出効果の視点から中国のマレーシアへの投資状況を考察し、中国のマレーシアへの投資を評価したい。

## 1. 中国の対マレーシアの貿易

### (1) CAFTAにおける関税削減の進行

CAFTAの貿易協定の関税削減方法はASEANFTA(AFTA)に基づいて作成されたため、ASEAN6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)とCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)諸国に対する関税削減の日程は異なっている<sup>20)</sup>

関税削減の内容として、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目(センシティブ品目と高度センシティブ品目)に分別される。それぞれの関税削減日程も異なる。

まず、中国とASEAN6は2010年、CLMV諸国とは2015年まで関税の撤廃を行うことになる。表3-1に示したように、ノーマル・トラックについて、中国とASEAN6は2010年に(その中の150品目は2012年に)撤廃し、CLMV諸国とは2015年に(その中250品目は2018年に)撤廃することを決めた。

センシティブ・トラックについて、中国とASEAN6は2012年に20%に、2018年に0~5%に引き下げ、CLMVとは2015年に20%に、2020年に0~5%に引き下げることを決めた。高度センシティブ品目について、中国と

---

20) CLMV諸国について、本文では詳しく分析しないため、具体的な内容を以後の研究で行う。

表 3-1 ASEAN 中国 FTA 関税削減表

品 目		撤 廃 削 減 時 期	
		ASEAN6+中国	CLMV
ノーマル・トラック		2010年（150品目は2012年） 撤廃	2015年（250品目は2018年） 撤廃
センシティブ ・トラック	センシティブ品目	2012年20%に引下げ 2018年に0～5%	2015年20%に引下げ 2020年に0～5%
	高度センシティブ 品目	2015年50%以下に引下げ	2018年50%以下に引下げ

注：(1) ASEAN6と中国のセンシティブ・トラック品目はHS6桁で400品目（CLMVは500品目）かつ2001年の輸入額の10%が上限でこのうち、品目数の40%以内或いは100品目（CLMVは150品目）以内で高度SL品目を指定できる。

(2) %の数字は全て各国の2003年7月1日現在のMFN税率に対する割合

出所：石川幸一「始動するASEAN-中国FTA」アジア大学アジア研究所

ASEAN6は2015年に50%以下に引下げ、CLMV諸国とは2018年に50%以下に引下げることを決めた。

次に、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（センシティブ品目と高度センシティブ品目）による関税の引下げをみておこう。

アーリーハーベスト品目は動物、肉及び食用内臓、魚、乳製品・蜂蜜・卵、その他の動物製品、生き植物、野菜、果物の一部例外を除く農水産物（HS01-08）のことである。これらの製品について、表3-2に示すように、2004年から関税の引下げが始まった。

表 3-2 アーリーハーベスト品目による関税引下げスケジュール  
中国及びASEAN6の関税引下げスケジュール

X=MFN 税率	ACFTA 特恵関税率 (%)		
	2004	2005	2006
X>15%	10	5	0
5%≤X15≤%	5	0	0
X<5%	0	0	0



表3-2 アーリーハーベスト品目による関税引下げスケジュール (続)  
CLMV 諸国の関税削減スケジュール

	X = MFN 税率	ACFTA 特惠関税率 (%)						
		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ベトナム	$X \geq 30\%$	20	15	10	5	0	0	0
	$15\% \leq X < 30\%$	10	10	5	5	0	0	0
	$X < 15\%$	5	5	0-5	0-5	0	0	0
ラオス 及び ミャンマー	$X \geq 30\%$	-	-	20	14	8	0	0
	$15\% \leq X < 30\%$	-	-	10	10	5	0	0
	$X < 15\%$	-	-	5	5	0-5	0	0
カンボジア	$X \geq 30\%$	-	-	20	15	10	5	0
	$15\% \leq X < 30\%$	-	-	10	10	5	5	0
	$X < 15\%$	-	-	5	5	0-5	0-5	0

注：特惠税率は2003年7月1日時点の関税率。WTO非加盟国の場合は同時点の対中関税率。ACFTA 特惠税率は各年1月1日現在の関税率。

出所：ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定附属書3

2004年に、「物品貿易協定」が締結され、2005年7月に発効した。「物品貿易協定」ではアーリーハーベスト品目以外の全ての品目の関税削減スケジュールが示された。当協定では、ノーマル・トラック<sup>21)</sup>とセンシティブ・トラックに分類された。表3-3のように、ASEAN6と中国の貿易において、ノーマル・トラック品目は2009年末までに関税が撤廃される。ただ、そのうち、150品目を超えない製品は2011年まで延長することができる<sup>22)</sup>

センシティブ・トラックの場合は、センシティブ・リスト品目(表3-4)と高度センシティブ・リスト品目(表3-5)に分類される。ASEAN6と中国はHS6桁レベルの400品目を上限に、かつ総輸入額の10%を上限にセンシティブ・トラック品目を指定した。そのうち、センシティブ品目の40%以下、或いは

21) センシティブ・トラック品目以外の製品は全部ノーマル・トラック品目とみられる。

22) CLMV諸国と中国は、2014年末までに関税撤廃する予定とされ、その内の250品目以内の製品は2017年まで延長できる。

表 3-3 中国と ASEAN6 のノーマル・トラック税率削減表

X = MFN 税率	2005	2007	2009	2010
$X \geq 20\%$	20	12	5	0
$15\% \leq X < 20\%$	15	8	5	0
$10\% \leq X < 15\%$	10	8	5	0
$5\% < X < 10\%$	5	5	0	0
$X \leq 5\%$	変動なし	変動なし	0	0

注：2005 年は 7 月 1 日から、その他の年度は 1 月 1 日から  
出所：ASEAN 中国物品貿易協定附属書 1

表 3-4 ASEAN6 と中国のセンシティブ・リスト品目

中 国		ブルネイ		インドネシア		マレーシア		フィリピン		タ イ	
紙・同製品 (48)	64	電気機器 (85)	28	プラスチック 製品(39)	73	一般機械 (84)	35	プラスチック 製品(39)	43	鋼鉄(72)	57
輸送機械 (87)	11	家具・照明 器具(94)	12	輸送機械 (87)	29	プラスチック 製品(39)	29	輸送機器 (87)	42	電気機器 (85)	49
写真用材料 (37)	10	履物(64)	9	衣類(62)	28	輸送機械 (87)	24	鋼鉄(72)	30	履物(22)	22
木材・同製 品(44)	8	一般機械 (84)	7	有機化学品 (29)	25	鋼鉄(72)	23	衣類(61)	28	鋼鉄製品 (73)	21
印刷物(49)	8	繊維用繊維 製品(63)	4	衣類(61)	23	綿織物(52)	21	繊維用繊維 製品(63)	27	一般機械 (84)	19
その他	59	その他	6	鋼鉄(72)	23	その他	140	その他	97	その他	74
計	160	計	66	その他	148	計	272	計	267	計	242
				計	349						

注：シンガポールは蒸留酒(Samsoo) 1 品目のみ。品目数は HS6 桁ベース。品目数の多い上位 5 分類(HS2 桁レベル)を例挙。  
出所：ASEAN・中国物品貿易協定附属書 2 補遺 1

HS6 桁で 100 品目のどちらか少ない品目数を上限にして高度センシティブ品目として指定することができる。関税の引下げは表 3-1 に示したように、センシティブ・リスト品目について、2011 年末までに、関税を 20%まで引下げ、2017 年までに 5%以下に引下げる。高度センシティブ・リストは 2014 年まで

表3-5 ASEAN6と中国の高度センシティブ・リスト品目表

中 国		インドネシア		マレーシア		フィリピン		タ イ	
紙・同製品 (48)	40	輸送機械 (87)	23	鋼鉄 (72)	43	プラスチック 製品 (39)	15	輸送機械 (87)	22
木材・同製 品 (44)	11	穀物 (10)	6	輸送機械 (17)	17	肉類 (02)	14	コーヒー・ 茶 (09)	11
輸送機械 (87)	8	プラスチッ ク製品 (39)	5	たばこ類 (24)	7	野菜類 (07)	9	油脂 (15)	8
穀粉 (11)	7	糖類・砂糖 菓子 (17)	4	ガラス製品 (70)	7	ガラス製品 (70)	9	石材等 (68)	8
油脂 (15)	6	陶磁製品 (69)	3	陶磁製品 (69)	5	輸送機械 (87)	7	一般機械 (84)	7
その他	28	その他	9	その他	17	その他	23	その他	44
計	100	計	50	計	96	計	77	計	100

注：ブルネイは輸送機械（87）のみ34品目、シンガポールはビール1品目のみ。品目数はHS6桁ベース。品目数の多い上位5分類（HS2桁レベル）を例挙。

出所：ASEAN・中国物品貿易協定附属書2補遺2

に關稅率を50%以下に引下げることになる<sup>23)</sup>

以上述べたように、「ASEAN・中国包括的經濟協力枠組み協定」と「物品貿易協定」の規定により、中国とASEAN諸国の間の關稅撤廢のスケジュールが決められた。次に、マレーシアをASEAN6の代表にして、CAFTAの關稅削減スケジュールにおいて、中国からマレーシアへのアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目及びセンシティブ・トラック品目の貿易關係を分析しておきたい。

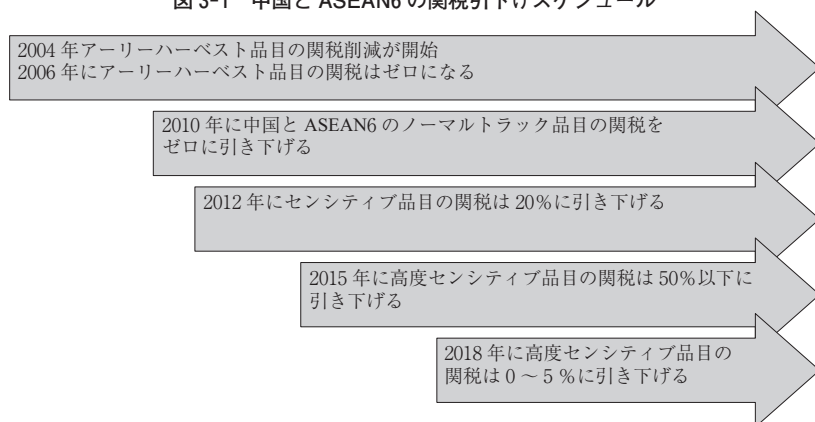
23) CLMV諸国と中国は、センシティブ・トラックについて500品目、そのうち關稅品目数で40%或いは150品目どちらか少ない品目数が高度センシティブ・リスト品目として認められる。關稅についてセンシティブ・リスト品目は2014年末までに20%まで引下げ、2019年末までに5%以下に引き下げる。高度センシティブ・リストは2017年末までに、50%以下に引下げる。

## (2) 中国の対マレーシア貿易

### ① 品目別

中国と ASEAN 諸国間の関税削減のスケジュールはアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目（高度センシティブ品目を含む）によって異なる。そして、中国と ASEAN6、中国と CLMV の関税引下げ日程も異なっている（中国と ASEAN6 の関税引下げ日程は図 3-1 を参照）。本節では、2000 年以後、中国のマレーシアへの輸出状況について、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目のそれぞれの輸出状況を述べてみよう。

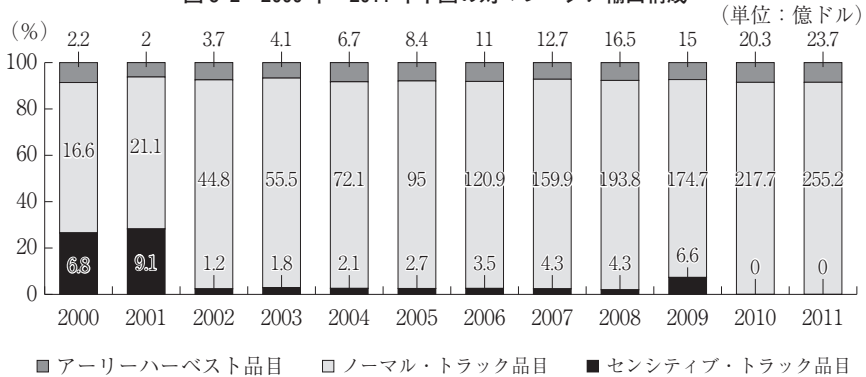
図 3-1 中国と ASEAN6 の関税引下げスケジュール



出所：CAFTA の内容により作成

まず、アーリーハーベスト品目について、考察しておこう。図 3-2 のように、2002 年「包括的経済協力枠組み協定」が調印された時まで、中国からマレーシアへのアーリーハーベスト品目の輸出金額は中国の対マレーシア輸出総額の 25% 以上を占めた。2002 年以後、特に 2004 年からアーリーハーベスト品目の関税はゼロになって、中国の対マレーシアのアーリーハーベスト品目の輸出金額は輸出総額に占める割合が 3% に過ぎなかった<sup>24)</sup> つまり、アーリーハ

図3-2 2000年～2011年中国の対マレーシア輸出構成



注：2010年からノーマル・トラックの関税は0に引下げるため、2010年以降ノーマル・トラックとアーリーハーベストを一緒に計算する。また、マレーシアが中国に公布したセンシティブ・トラックはHS9桁までにしたが、本文ではHS6桁までしか計算していない。

出所：2000～2011年各年度の『中国海関統計年鑑』の資料により作成

ーベスト品目の関税はゼロになったが、中国の対マレーシアへのアーリーハーベスト品目の輸出額が輸出総額に占める割合が著しく増加するわけではなく、微増の傾向が見える。

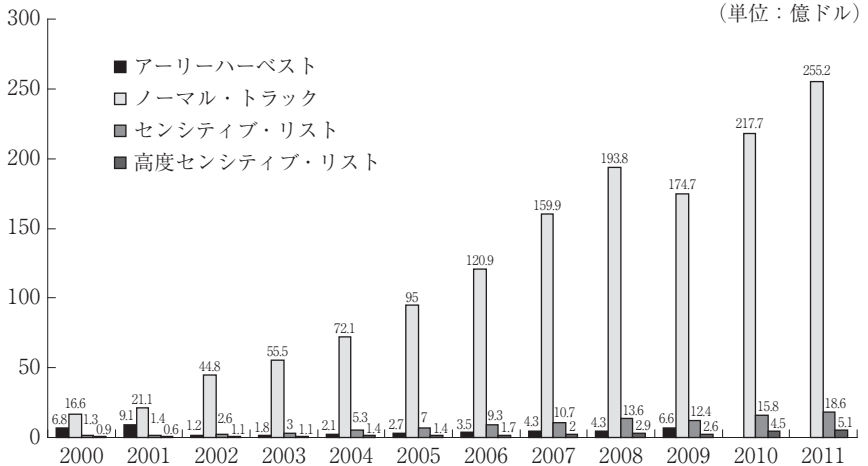
次に、センシティブ・トラックをみてみよう。センシティブ・トラックはセンシティブ・リストと高度センシティブ・リストに分かれ、それぞれの関税引下げの日程も異なる。図3-2のように、2000年に、中国からマレーシアへの輸出の中にセンシティブ・トラックが占める割合は8.7%（そのうちセンシティブ品目は1億3,000万ドル、高度センシティブ品目は9,000万ドル）であった。2004年の「物品貿易協定」の調印により、センシティブ・トラックの関税引き下げは2012年までに20%以下（高度センシティブ品目の関税は2015年に50%以下に引下げ）に決められた。センシティブ・トラック品目は

24) 2004年7月からアーリーハーベスト品目の関税はゼロに引下げられた。そのため、本論文では2010年からアーリーハーベストとノーマル・トラックを一緒に統計するようにする。

高い関税を維持しているにも拘らず、2004年から2011年まで、センシティブ品目の輸出金額は中国からマレーシアへの輸出総額の6%以上7%未満の割合を占めていた。高度センシティブ品目の輸出金額は中国の対マレーシア輸出総額に占める割合が2004年以降、1%以上2%未満の比率を維持してきた。輸出額の規模からみると、2004年以降、高関税を維持しているセンシティブ・トラックの輸出額は関税ゼロのアーリーハーベスト品目の輸出金額より多いことが分かった(図3-3)。そして、中国からマレーシアへの輸出品目のランキングをみても興味深い特徴が見て取れる。

表3-6に示すように2004年、2005年に中国のマレーシアへの輸出品目の上位三位は電気設備とその部品(HS85)、機器機械とその部品(HS84)と鋼鉄(HS72)であった。2006年から2011年まで中国のマレーシアへの輸出の上位三位の品目は機電製品(HS84-85)、金属製品(HS72-83)、化学製品(HS28-

図3-3 中国の対マレーシアの輸出額構成



注：2010年からノーマル・トラックの関税は0に引下げるため、2010年以降ノーマル・トラックとアーリーハーベストを一緒に計算する。また、マレーシアが中国に公布したセンシティブ・トラックはHS9桁までにしたが、本文ではHS6桁までしか計算していない。

出所：2000～2011年各年度の『中国海関統計年鑑』の資料により作成

表 3-6 2004年～2012年中国の対マレーシアの品目別の輸出ランキング

	第一位	第二位	第三位
2004	電気設備とその部品 (HS85)	機器機械とその部品 (HS84)	鋼鉄 (HS72)
2005	電気設備とその部品 (HS85)	機器機械とその部品 (HS84)	鋼鉄 (HS72)
2006	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2007	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2008	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2009	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2010	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)
2011	機電製品 (HS84-85)	金属製品 (HS72-83)	化学製品 (HS28-38)

出所：中国商務部 2005年から各年度の「国別貿易報告」

38)であった。そのうち、HS72, 84, 85品目の一部がセンシティブ・リストに入っているし、HS72品目の一部が高度センシティブ・リストに入っている(表 3-4 と表 3-5 を参照)。

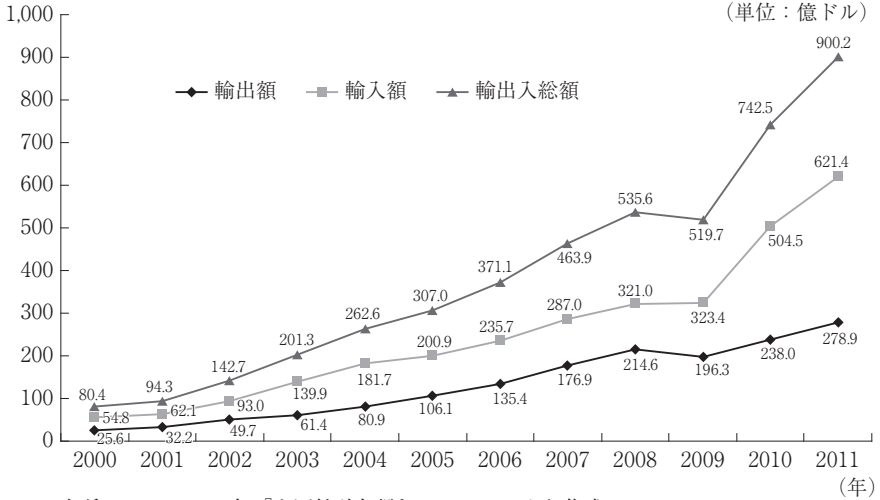
最後に、ノーマル・トラック品目をみてみよう。CAFTA を締結する以前、ノーマル・トラック品目の輸出量は中国の対マレーシア輸出総額の 60% を占めた。2002 年から現時点まで、ノーマル・トラックの輸出額が大きく増加し、中国の対マレーシア輸出の 90% を占めた。そのため、ノーマル・トラック品目は中国の対マレーシア輸出の主体になっている。

## ② 中国の対マレーシアの貿易全体図

上述したように、中国の対マレーシアへの輸出において、ノーマル・トラック品目が主体であり、センシティブ・トラック品目は関税の引下げによる影響が小さくそれほど大きな地位を占めていないが、安定的地位を占めている。本節では、中国の対マレーシア貿易の全体から FTA による影響の考察を行いたい。

図 3-4 に示すように、2000 年から 2011 年まで中国の対マレーシアの貿易状況が分かる。2002 年以後、中国の対マレーシア輸出金額と輸入金額両方とも増加の傾向になっている。そのうち、2011 年の輸出金額は 2002 年と比べると

図 3-4 2000 年～2011 年中国のマレーシアへの輸出入額変化



5.6 倍に増加した。2011 年の輸入金額は 2002 年と比べると 10 倍に増加した。2008 年から 2009 年に、リーマンショックの影響により、中国のマレーシアからの輸入金額は微増の傾向になり、マレーシアへの輸出は減少になってしまった。2009 年以後、中国のマレーシアに対する輸出入額は再び増加することになった。特に中国のマレーシアからの輸入金額が激しい増加傾向であった。その原因は 2009 年からノーマル・トラック品目の商品の関税率が 5%以下になっていることであると考えられる。CAFTA の効果について、石川は CAFTA 締結後、中国にとって ASEAN における市場拡大が期待できると述べたが、中国とマレーシアの場合では、中国にとって、マレーシアは中国の輸入先である役割が重要だと言えるだろう。

上述したように、2002 年に調印された「包括的経済協力枠組み協定」と 2004 年に調印された「物品貿易協定」により、関税の引下げスケジュールが決められたが、中国のマレーシアに対する輸出については関税の引下げによる影響が小さく、高関税を維持しているセンシティブ・トラックの輸出が安定した位置



を占めている。逆に、関税を先にゼロに引下げたアーリーハーベスト品目の輸出量の増加傾向は微増である。すなわち、中国の対マレーシア輸出では、関税削減による影響が弱く、センシティブ・トラック品目は安定的な割合を占めていることを理解できるだろう。

一方、中国の対マレーシアの貿易全体において、中国のマレーシアからの輸入金額は圧倒的優位を占めている。CAFTA 締結後、中国はマレーシアとの貿易関係が緊密になっている。マレーシアは中国にとって、輸入先としての役割を果たしている。

## 2. 中国の対マレーシアの直接投資

2009年8月に、中国とASEANはCAFTAの最後の段階である「投資協定」を調印し、2010年1月に発効した。「投資協定」によって投資家に自由、便利、透明かつ公平な投資環境を提供すると共に、法的保護を提供することとした。これを背景にして、中国の対マレーシアへの直接投資が増加していた。本節では中国企業がマレーシアへ直接投資する分野と目的を考察しておこう。

### (1) マレーシアの直接投資環境

#### ① マレーシアの投資優遇措置

1960年代からマレーシアは外国直接投資を誘致し始めた。外資誘致のため、マレーシア当局は1967年から様々な法令によって直接的・間接的な優遇政策を投資家に与えてきた<sup>25)</sup> これらの法令に基づいて、パイオニア・ステータと投資税額控除が優遇措置の二本の柱となり、投資家がそれらのうちのの一つを選べるようになっている<sup>26)</sup> この二本の柱以外、産業によって様々な優遇措置が

---

25) 例えば：1967年の所得税法、関税法；1972年の販売税法、1976年の物品税法、1986年の投資促進法、1990年の自由地域法などである。

26) パイオニア・ステータとは1986年投資促進法およびその他の法律で定めた制度で、一定条件を満たした企業に対して、所得税納付の一部免除を認める税制優遇措置の1つである。

ある。たとえば、産業建物控除<sup>27)</sup> インフラ控除<sup>28)</sup> マレーシア・イスラム開発局発行の「ハラル」証書取得の費用に対する二重控除<sup>29)</sup> 上場企業合併・買収に対する税制優遇措置<sup>30)</sup> 輸入関税に関する優遇措置<sup>31)</sup> 輸出に対する優遇措置<sup>32)</sup> 研修に対する優遇措置と環境保全設備の利用に対する優遇措置などがある<sup>33)</sup>。

## ② マレーシアの為替管理と資本規制

1972年に英国が変動相場制を採用した影響により、リングは米ドルに固定されることになった。1973年に、マレーシアは変動相場制を導入し、1975年9月に、バスケット・ベッグ制度に移行した<sup>34)</sup>。バスケット・ベッグ制度とはドルやユーロ、円といった複数の主要通貨で構成する「バスケット」に自国通貨を連動させる制度である。貿易など自国との関係の深さに応じて通貨ごとの比重を決めて、バスケットを作る。組み入れられた各通貨の強弱が相場の動きを相殺するため、ドルなど単一通貨に連動させるより為替相場は安定することができる。1984年後半から1998年まで、マレーシアは管理変動相場制を導入

---

27) 生産を目的に使用される建物の建設や購入のために資本的支出をとまう企業に初年度償却の10%、年次償却の3%の控除をえられる。この産業建物控除は30年間で償却することができる。

28) 2005年12月30日まで、指定された地域に立地する企業は申請すれば、100%のインフラ控除枠を得られる。

29) 2005年から品質システム基準認証や、マレーシア・イスラム開発局発行の「ハラル」証書と国際的な品質システムや標準規格認証に適用、監査費用に対する控除（2006年から有効）。

30) 2005年10月から2007年12月31日までに証券委員会が承認したM&A適用。

31) 原材料やコンポーネントに対する輸入関税免除、製造活動のアウトソースに対する優遇措置、機械・機器の輸入に対する輸入関税と販売税の免除、スベア・パーツや消耗品に対する輸入関税と販売税の免除、キッティングのための医療機器・用品の輸入に対する輸入税の免除。

32) 輸出促進に対する二重控除、輸出促進に対する単純控除、輸出信用保険料の二重控除、倉庫に対する特別産業建築物償却制度、船積み運賃の二重控除。

33) 「マレーシア投資ガイド」国際機関日本アセアンセンター。

34) 内野好郎「アジア通貨危機に際してのマレーシアの対応」『立教経済学研究』第62巻第3号、2009、139頁。

した。この期間に、リングは対米ドル、対シンガポールドルにより自由な変動が許容されるようになった。1990年代に直接投資以外の投資が急増するため、1994年にマレーシアは短期資本の流入を規制した<sup>35)</sup>。1998年まで、マレーシアの為替制度は管理変動相場制であったが、1998年9月にマレーシアは為替投機リスクを回避するため、固定相場制（1米ドル=3.8リング）を導入した。固定相場制の導入と同時にマレーシアは短期資本の流出を規制した。今回の短期資本流出規制は1年間続き、1999年9月にマレーシアは送金規制を解除した<sup>36)</sup>。固定相場制と短期資本の流出規制はマレーシアの経済回復に役立ったが、2005年7月にマレーシアは複数バスケット方式による変動相場制に移行した。その理由とは、マレーシア当局は2005年7月に中国人民元の切り上げにより、アジア域内通貨全体に切り上げ圧力が高まり、マレーシアだけが固定相場制を維持すれば、リングだけが相対的に安くなり輸出コスト面で不利になるなどの弊害が生じると判断したからであった。2007年10月1日から、海外投資家はマレーシアで投資して、資本、収益、配当、利息、報酬、賃貸料を自由に外国へ送金することができるようになった。

## (2) 中国のマレーシアへの直接投資状況

中国政府は企業の対外投資を2003年から統計を取り始めたが、1990年代に少数の中国企業は対外投資を既に行っていた。中国企業のマレーシアへの投資活動もこの時期に重なっている。中国企業のマレーシアへの投資は1987年から始まり、投資額は僅かであった。表3-7が示すように、1990年から2000年にかけて、中国のマレーシアに対する直接投資の件数が少なく、合計投資金額

---

35) 内容として：(1)国内銀行による対外借り入れの上限規制、(2)居住者から非居住者への短期金融商品の販売禁止、(3)国内銀行のリング建て非居住者勘定に対して一定比率で中央銀行への無利子預託を義務づけ、(4)国内銀行による外国人を相手方とする貿易外の為替スワップ、フォワード取引の禁止などである。

36) 石原洋介「マレーシアにおける資本移動規制」『経済系第218期』関東学院大学、2004、80～88頁を参考。

表 3-7 1990 年～2000 年中国のマレーシアへの直接投資フロー (単位：百万ドル)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
件数	4	5	9	9	7	4	5	9	4	8
金額	0.87	2.8	6.5	1.18	3.02	1.32	0.89	5.62	-	0.48

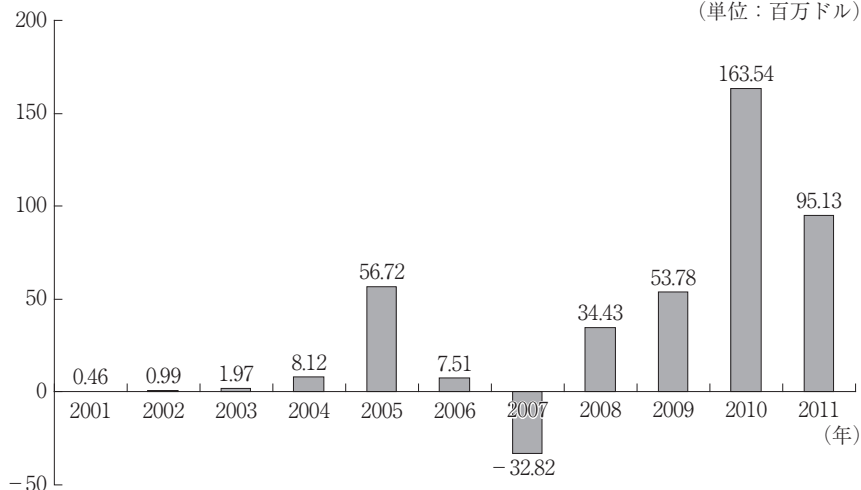
出所：石川幸一「活発化する中国企業の ASEAN 投資」『季刊 貿易と投資』Spring 2005/No. 59

も少ないことはこの時期の中国の対マレーシア直接投資の特徴となった。

2000 年から中国政府は「走出去」戦略を打ち出し、また、ASEAN と CAFTA を締結し、中国企業の海外進出に政策上の準備ができた。2009 年に、CAFTA の「投資協定」が調印され、2010 年発効した。

その影響により、2001 年以降、中国からマレーシアへの直接投資は徐々に増加する傾向が見える。図 3-5 が示すように、2004 年まで中国の対マレーシ

図 3-5 2001 年～2011 年中国からマレーシアへの直接投資額フロー (単位：百万ドル)

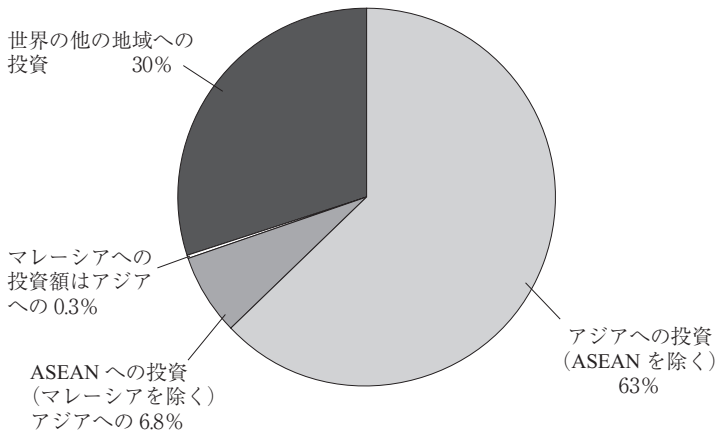


注：中国の対外投資統計制度は 2002 年に作られたため、2002 年以前のデータは「活発化する中国企業の ASEAN と投資」石川幸一により作成  
出所：「2011 年度中国対外直接投資統計公報」のデータにより作成

ア直接投資状況は2000年代以前と同じく、僅かな規模しかなかった。2005年に、中国の対マレーシアの直接投資額は著しい成長があった。その原因は中国の対外直接投資の中心を天然資源分野に対する投資から製造業へ転換した結果であると考えられる<sup>37)</sup> 2005年以後、中国の対マレーシアの直接投資は再び低水準に戻ったが、2008年以後、特に「投資協定」が発効した2010年に中国の対マレーシア投資はピークを迎えた。

業種別にみると、中国によるマレーシアへの直接投資は主に製造業、サービス業、金融業、建築業、卸売業に集中している<sup>38)</sup> 2011年の時点で、中国の対外投資の70%はアジア諸国に集中している。図3-6のように、そのうち、中国のASEANへの投資ストックはアジアへの投資ストックの7.1%を占め214億6,000万ドルであった。マレーシアへの投資額ストックはASEANへの投資

図3-6 2011年までの中国の地域別対外投資ストックの比率



出所：「2011年度中国対外直接投資統計公報」2012 中国統計出版社により資料作成

37) 「2005年度中国対外直接投資統計公報」中国国家统计局。

38) 『中国対外直接投資統計公報』(2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011) 中国商務部のデータを参考。

額ストックの3.7%（アジアへの対外投資の0.3%）を占め、8億400万ドルであった<sup>39)</sup>

一方、マレーシアにとって、2008年まで中国は主要な投資国ではない。2008年まで、中国の対マレーシア投資額はマレーシアの対内投資の上位10位には入っていなかった。しかし、2009年に、中国の対マレーシア投資は急に第二位となった。その原因は、2009年に香港のサン・ベア・ソーラ社が太陽光発電用ガラスを製造するため52億リングの大型投資を行ったことであった。2010年に、中国の対マレーシアの直接投資金額はマレーシアの対内直接投資額の第三位となった。投資の中心は基礎金属製品と輸送機器であった。2011年に、中国の対マレーシア投資額は少なかったが、2012年に中国の投資額は再び第四位になった。この年度、中国の投資は主に電気・電子製品と基礎金属製品に集中していた<sup>40)</sup>

以上のことから、2008年以降中国のマレーシアに対する投資はガラス、基礎金属製品、輸送機器及び電気・電子製品の部門であった。税関HS分類表を参照すると、ガラス製品のHS品番はHS70であり、輸送機器のHS品番はHS87とHS17である。また電気・電子製品の一部はHS84の一般機械に含まれ、基礎金属製品の一部はHS72の鋼鉄に含まれる<sup>41)</sup>だから、近年、中国のマレーシアに対する投資はセンシティブ・トラックの産業を中心に行われている（表3-4、3-5を参照）。

つまり、これらの高関税を維持している産業に対して、コストを削減するため、中国企業は製品を輸出することより、現地生産することを優先的に考えていると理解しても良いだろう。現地生産することによって、コストを削減し、製品の競争力は増強できる。これは中国企業がマレーシアへ投資する際の原動力となっている。

39) 『中国対外直接投資統計公報』(2011) 中国商務部のデータにより推算。

40) 『世界貿易投資報告－マレーシア編』(2008, 2009, 2010, 2011, 2012) ジェトロ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/>

41) HS2桁レベルで統計した。

また、FTAの投資創出効果からみると、中国の対マレーシア投資はFTA投資創出効果による投資増加ではないことが明らかになった。

近年、中国のマレーシアへの投資動向は自国からの輸出品がマレーシアにおける市場拡大による投資増加ではなく、中国企業は強い目的性を持ち、センシティブ・トラック分野で投資を行っている。これらの投資は高関税によるリスク削減対策であると考えられる。そして、現地生産により企業内貿易が行われる可能性が考えられる。この点は中国のマレーシアに対する投資の一つの特徴であるだろう。

以上のデータから分かるように、中国がマレーシアへ、また、ASEANへの直接投資は少ない段階で留まっている。また、近年中国企業のマレーシアへの投資は高関税を維持しているセンシティブ・トラック分野に集中している。中国企業は現地投資の手段を利用して関税障壁を回避する目的を果たしているだろう。しかし、中国とASEAN「投資協定」が発効してから現時点までの時間はまだ短いため、これからの発展を期待できると言えるだろう。

### 3. まとめ

2002年、中国とASEANは「包括的経済協力枠組み協定」を締結した。2004年アーリーハーベスト品目の関税はゼロまで削減を始めた。2005年7月に、ノーマル・トラックの関税削減を始め、2010年に0まで削減することになった。2012年までにASEAN6に対して、センシティブ・トラックの関税を20%以下（高度センシティブ・リストについて2015年までに関税50%以下）に引き下げるようになった。2018年にASEAN6に対してセンシティブ・リストの関税を0～5%に引き下げることを決めた。

この背景において、中国とASEAN諸国間の貿易は盛んになってきた。マレーシアはASEAN諸国の中で、重要な構成メンバーであり、また、中国と最も交流が深い国であるため、ASEANの代表として挙げられる。

CAFTAにより、アーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目、セン

シティブ・トラック品目の関税削減の日程を決めた。中国の対マレーシアの輸出のうち、関税を先にゼロに引下げたアーリーハーベスト品目の輸出額の増加は僅かであった。逆に、現在でも高関税を維持しているセンシティブ・トラック品目の輸出金額は2000年から安定的な位置を占めている。また、中国とマレーシアの貿易の全体状況からみると、中国にとってマレーシアは重要な輸入先としての役割を果たしていると考えerるほうが正確だろう。

直接投資の側面では、2009年にCAFTAの「投資協定」が調印され、2010年に発効した。投資協定は中国とASEAN諸国の互いの投資に法律的な保障を付けた。マレーシアはASEANにおいて対外投資を受け入れた時期が早い国であり、自国の外資優遇政策を作成した。マレーシアは外国からの投資企業に業種によって、税金の免除、インフラ控除、「ハラル」証書取得の費用に対する二重控除、輸出入関税の優遇措置などの政策を作成した。

中国の企業がマレーシアへ投資するのは1987年から始まった。しかし、1990年代に中国の対マレーシアの直接投資は少なかった。2000年以降、「走出去」政策が中国企業の対外投資を促進した。2005年中国のマレーシアに対する投資は最高点になって、2010年に「投資協定」が発効され、中国のマレーシアに対する投資は新たな段階に入った。これらの直接投資は主に、製造業、サービス業、金融業、建築業、卸売業に集中している。投資の目的から考えると、中国の対ASEAN投資の目的について、福地はエネルギー、資源の獲得、対米貿易摩擦を回避することであるとまとめたが、中国の対マレーシアの投資の場合は中国企業が関税を回避するためにマレーシアへ投資していると考えられる。

しかし、マレーシアへの直接投資額ストックは中国の対ASEANの直接投資の3.7%しか占めていないため、中国の対ASEANの投資は別の国に集中していると考えられる。また、中国の対マレーシアへの投資は高関税のセンシティブ・トラックに集中していることは中国の対マレーシア投資の特徴となる。その他、「投資協定」の発効期間はまだ短いため、成果が出るにはまだ時間がか



かるだろう。

CAFTAにより中国とマレーシアの貿易・投資面の影響は以上述べたようになる。外交面の効果はどのような状況であるだろうか。次の章では、外交面から、CAFTAにおける中国とマレーシアの関係を分析してみたい。

## 第四章 CAFTAにおける中国とマレーシアの政治関係

前章で述べたように、CAFTAを締結することによって、中国とマレーシアの経済に与える影響は少ないと考えられる。そのため、本章では、政治の視点からCAFTAにおける中国とマレーシアの関係を分析したい。

中国はASEANと正式な接触は1991年のASEAN外相会議である。当時、マレーシアの首相マハティールは中国の潜在市場に魅力を感じ、中国とASEANの架け橋を作った。当時の中国は「天安門事件」により欧米諸国に制裁されていた。中国はこのチャンスを利用し、ASEANと友好関係を構築し、孤立の状況から脱出した。

### 1. 中国の外交政策と中国・マレーシアの外交

1996年、中国と台湾の関係が緊張したことによって、中米関係も緊張した関係になった。同年、『日米安全保障共同宣言』が結ばれ、中国は空前の危機感に陥った。中国はアジア地域における強力な同盟を構築しなければならないと自覚した。そのため、中国は周辺国との関係を重視するようになり、特にASEANとの関係を重視することになった。1997年のアジア通貨危機の際、中国はASEAN諸国へ援助し<sup>42)</sup> また、「21世紀に向けた善隣・相互信頼パートナーシップ」を結ぶことによって、中国がASEAN諸国の信頼を得た。そして、2002年にCAFTAの締結によって、中国とASEANは友好関係を深めた。

この時期まで、中国は「一圏・一列・一片・一点」の外交方針を実施してき

---

42) 姚海峰「ASEAN・中国FTAの再検討」14頁。

た。この戦略は周辺外交(一圈), 先進国外交(一列), 発展途上国外交(一片), アメリカ外交(一点)の四つの要素で構成されている<sup>43)</sup> ASEAN 諸国は「一圈」を含む中国の周辺諸国の一部である。だが, ASEAN 諸国と中国の間では過去様々な衝突が起こった。特に1970年代末期, 中国はベトナムと戦争を行ったことにより, ASEAN 諸国は中国に対して警戒心が強かった。マレーシアは中国と ASEAN 諸国との間の仲介役として中国と ASEAN を繋いだ。

CAFTA を締結した時, 中国の政権は江沢民政権から胡錦濤政権へ移行した。胡錦濤政権は経済発展のための安定した国際環境を創出することを重視し, 「一圈・一列・一片・一点」の外交方針を続いて実施してきた。マレーシアは ASEAN 中の親中派国として, 中国の対 ASEAN 戦略の中で重要な役割を演じている。そのため, マレーシアとの関係は重要になっている。マレーシアにとって, CAFTA 締結後, 中国とマレーシアの貿易は緊密になり, マレーシアの輸出に占める中国の比重が増えた。そうした中で, 2004年と2009年に, マレーシアの新任首相(アブドゥラとナジブ)が就任後, 最初に公式訪問した ASEAN 加盟国以外の国は中国であった<sup>44)</sup> これはマハティール政権後, 新たなマレーシア政府の域外国に対する初めての公式訪問である。また, ナジブ首相は中国を公式訪問する時, 中国と「戦略的協力のための共同行動計画」に調印した。この行動で, CAFTA の締結により, マレーシアの新政権は中国との関係を深め続けて行きたいものと考えられる。

また, 2011年に温家宝首相は「中国・マレーシア経済貿易投資合作フォーラム」に「中国・マレーシア欽州工業団地」の開設を提案した。2012年4月, 「中国・マレーシア欽州工業団地」の工事が開始した。その続きとして同年5月に, 中国とマレーシアはマレーシアのパハン州クアンタンに姉妹団地を設置することが決定した。この二つの工業団地において, 投資する企業(中国とマ

43) 青山瑠妙「中国の周辺外交」『中国の世界戦略』青山瑠妙など, 2011, 明石書店, 93頁。

44) 『アジア動向年報2005』アジア経済研究所 362頁と『アジア動向年報2010』アジア経済研究所 322頁を参照。

レーシアの企業を中心に)は税制, 土地, 財政及び金融面の優遇政策を享受することができる。

このように両国で姉妹工業団地を設立することは中国と ASEAN 諸国の間で初めてのことであった。中国とマレーシアの間で, 親密な友好関係を基盤として, 両国間の安定的な政治状況は両国の企業がこの二つの工業団地へ投資することの保障となっている。

## 2. 外交政策の変化及び南シナ海問題における中国・マレーシアの関係

胡錦濤政権の前期, 中国は経済発展のため, 安定した国際環境を重視する外交方針を目指してきた。この外交方針により, 中国は周辺国, 特に ASEAN 諸国の関係を重視して, マレーシアを突破口として, ASEAN に接近した。その後, CAFTA を締結して, ASEAN と経済及び政治の同盟関係を深めていった。

しかし, 胡錦濤政権後期から, 中国は経済の急速な発展を経験し, GDP 額が相次いでドイツ, 日本を超え, 世界二番目の経済大国となった。経済の発展により中国の国力が増し, 外交方針は単純な「安定した国際環境を求める」ことから, 「自国利益, 国家主権」を求めることへ移行した。胡錦濤は 2006 年 8 月の中央外事工作会議で, 「中国の外交は国家の主権, 安全, 国家が発展する利益の擁護のために役に立つべきである<sup>45)</sup>」と発言した。この外交方針により, 中国の周辺国に対する態度が強硬的になってきた。

中国と ASEAN との関係の焦点は, 南シナ海問題に向けられている。近年, 中国とフィリピン, 中国とベトナムの南シナ海問題におけるトラブルが起こっている。特に中国とフィリピンの南シナ海問題による対立が注目されている。2012 年 4 月に, 中国の漁船は南シナ海のスカボロー礁の周辺で作業をすることによって, フィリピンの不満をもたらした。フィリピンの沿岸警備隊は中国の漁船を取り締まった。このことをきっかけとして, 中国海軍の海洋監視船と

---

45) 「中央外事工作会議在京舉行胡錦濤作重要講話」2006 年 8 月 23 日, 中華人民共和國人民政府ホームページ。http://www.gov.cn/ldhd/2006-08/23/content\_368731.htm

フィリピン沿岸警備隊の巡視船はスカボロー礁海域で長期的なならみ合いが続いてきた。

実際、中国とマレーシアの間も南シナ海問題をめぐって紛争が存在している<sup>46)</sup>。2010年4月末に、スプラトリー諸島で、マレーシア軍艦が中国の大型漁船監視船を含む漁船団を追跡するという事件が発生した。しかし、マレーシアに対して、中国はフィリピンと違う態度を取った。中国はマレーシアの行動に対して、最低限の言論的な反対しか行わなかった。その原因は中国がASEANを内部から分離させたいことと関連があると考えられる。

なぜならば、ASEANは東南アジアの小国の集まりとして国際舞台で活躍してきた。長年にわたって、ASEANは独自の外交方式(=「会議外交」)を形成した。ASEANの「会議外交」は、①全会一致の政策決定、②紛争当事者間の対話の維持、③域外対話諸国との集団交渉、④必要に応じた国際会議の増設、⑤増設した国際会議の主権・議長権の全部または一部の把握、⑥閣僚級リトリートを含めた非公式協議<sup>47)</sup>という特徴を持っている。

ASEANの加盟国は小国であり、これらの小国は一国だけで中国に抗議しても、効果は小さいが、ASEANがグループで中国に抗議すれば、中国にとって効果は大きい。ASEANの会議外交の特徴により、すべての加盟国の意見が統一されない限り、ASEAN集団としての意見は認められない。そこで中国は親中派であるマレーシアに対して他の加盟国と異なる政策を採用した。上述した南シナ海問題について中国の対応がその根拠となる。結果として、2012年7月にASEAN外相会議が開催され、ベトナムとフィリピンは「南シナ海行動規範」を起草し、法的に中国が南シナ海における行動を制限することを目的にしたが、議長国のカンボジアは、二国間問題は共同声明に盛り込まれるべきで

---

46) 中国はスプラトリー諸島及び周辺海域に主権を有すると主張しているが、マレーシアはスプラトリー諸島うちの五つの島嶼の主権を有すると主張している。

47) 佐藤考一「東アジアの秩序とパワー・トランジション」『国際問題』No. 604, 2011 日本国際問題研究所。

はないと反発した。マレーシアも国連海洋法条例による解決を重視すると主張した<sup>48)</sup>

他方、2013年10月に、中国の習近平主席はASEANを訪問する時、マレーシアのナジブ首相と会談した。今回の会談では、両国統治者は両国関係における「軍事面での協力を進める」ことを強調した。また、両国の関係は「パートナー関係」から「全面的な戦略的パートナー関係」にレベルアップすることが決められた<sup>49)</sup>

その他、2013年10月の会談で、2014年に中国とマレーシアは共同軍事演習を行うことを発表した<sup>50)</sup> 予定されている軍事演習は、2002年「包括的経済協力枠組み協定」を締結してから中国とマレーシアとの初めての軍事演習となる。近年、中国とフィリピンとの南シナ海における紛争及び日本との尖閣諸島における紛争が激しくなってきた。このように中国と周辺国の緊張関係が高まる時期に、中国はマレーシアと共同軍事演習することによって、両国の軍事上における協力関係を固めようとしている。ASEANにおいて、マレーシアは初めて中国と「全面的な戦略的パートナー関係」になった海島ASEAN国である。CAFTA 締結後、マレーシアは貿易の面で、中国への依存度が大きくなってきた。マレーシアとの関係を利用して、中国はマレーシアとの軍事同盟を構築し、中国の東南アジア地域における利益を守ることを目的にしている。この目的を達成する手段としてCAFTAは重要な役割を果たしていると考えられる。

上述したように、中国は外交方針の変化によって、ASEAN諸国に対して異なる政策をとっている。しかし、マレーシアはASEAN諸国の中の親中派として、中国の外交政策の変化に拘らず、常に中国と親密な関係を保っている。焦点になる南シナ海問題について、中国はマレーシアに対して、宥和な政策をとって、マレーシアとの衝突を回避している。結果として、マレーシアはASEAN

48) 『アジア動向年報2013』アジア経済研究所、185～186頁、334頁を参照。

49) 新華社による情報。

50) 同上。

陣営の中で、一貫して中国の立場を支持してきた。中国はマレーシアとの関係を強化して、中国に関わる利害問題について、ASEAN の意見を分断するという目的を達成している。中国は ASEAN 諸国との問題を中国と ASEAN グループの問題から二カ国間の問題に変化させ、自国の利益を実現することができた。また、中国は CAFTA によるマレーシアの中国への貿易上の依存を利用して、マレーシアと軍事同盟を構築することによって、自国の利益を守ろうとしている。

### 3. まとめ

中国とマレーシアの歴史をみると、ASEAN 諸国の中で中国はマレーシアと最初に友好関係を構築した。マハティールは中国経済の潜在力を認識し、中国との関係を重視するようになった。中国にとって、天安門事件により欧米諸国から孤立した時、マレーシアとの友好関係は中国の外交を支え、ASEAN と友好関係を構築することができた。

また、1990年代後半、台湾問題が原因となり、中国と米国との間で緊張関係が高まった。中国は再び ASEAN 諸国との関係を重視し、CAFTA を締結することによって、ASEAN との経済・政治面における関係の強化を図った。FTA を締結したことによって、中国はマレーシアの最大の貿易パートナーになり、マレーシアも中国との関係を重視している。2012年から建設している「中国・マレーシア欽州工業団地」と建設予定の「アンタン工業団地」は中国と ASEAN 諸国の間で唯一の姉妹団地として、中国とマレーシアの間の安定的な友好関係の根拠となる。胡錦濤政権の後期、中国の外交方針は「経済発展のために安定した国際環境を重視すること」から「自国利益、国家主権」を強調することへ移行した。南シナ海問題の当事国であるマレーシアと中国の間には領海紛争が存在しているが、中国のマレーシアに対する態度は他の国と異なって、宥和的な政策として現れている。その原因は、中国がマレーシアとの友好関係を維持することにより、内部から ASEAN の意見を分断させることである。このこと

により、南シナ海問題について中国は ASEAN グループとの衝突を避け、自国の利益を確保する目的を達成していると考えられる。

以上述べたように、1990年代、マレーシアは中国にとって、ASEANとの架け橋であった。CAFTAを締結する時期、中国はマレーシアと友好関係を維持することにより、ASEANとの同盟関係を固めた。近年、中国に一部のASEAN加盟国と領海問題の紛争が起きた時、マレーシアはASEAN陣営における親中派国として、中国の立場を守り、中国に有利な環境を作った。そのため、これからも中国とマレーシアの関係の変化は必ず中国とASEAN関係に影響するだろう。

## 結 べ り に

マレーシアはASEANの中で中国と最初に国交を構築した国である。中国はマレーシアと友好関係を構築する上で、ASEAN諸国との友好関係を狙っていると考えられる。中国とASEAN各国とのCAFTAにより経済・政治関係を把握するのは作業の規模が大きいため、本論文では、リーダーシップを取っているマレーシアと中国の経済・政治関係を考察して、CAFTAにより中国とASEAN諸国の関係を理解することを目的としている。

まず、経済面では、中国とASEAN諸国は貿易品をアーリーハーベスト品目、ノーマル・トラック品目とセンシティブ・トラック品目に分別している。2004年から、アーリーハーベスト品目は先にゼロまで関税を引下げ、2005年と2012年にノーマル・トラックとセンシティブ・トラックの関税引下げも始まった。しかし、本文の分析からみると、中国の対マレーシア貿易量はそれらの品目の関税が引下げられたものの貿易量は激増せず、高関税を維持しているセンシティブ・トラック品目は安定した割合を占めていることがわかった。

投資面からみると、2000年以降、中国政府は「走出去」戦略を打ち出した。その政策の影響により、中国の対外投資総額は増加している。また、CAFTAの「投資協定」は2009年に調印され、2010年から発効した。その影響により、

中国のマレーシアに対する投資も増加しているが、中国の対外投資総額が増加している流れの中で、対マレーシア投資が増加するのも当然なことだろう。また、近年中国のマレーシアへの投資がセンシティブ・トラック分野に集中していることからみると、中国企業はセンシティブ・トラック分野の関税障壁を回避して、現地生産することを狙っていると考えられる。そして、「投資協定」を発効した期間が短いため、FTAにより中国の対マレーシア投資の効果はまだ判断できないだろう。

上述したように、CAFTAにおける中国とマレーシアの経済関係に与える影響が少ないと考えられる。

次に、外交面では、第二次世界大戦後、マレーシアはASEAN諸国中で、最初に中国と国交を回復した国である。中国は対マレーシア外交をASEANに接近する突破口としてみていた。一方、ソ連が崩壊した後、中国経済は急速発展期に入り、「中国脅威論」が強まっている。その影響により中国は欧米諸国に警戒された。この時期から、中国は外交政策を転換し、周辺諸国との関係を重視するようになった。その背景で、中国はASEANとFTAを締結し、ASEAN諸国と自国の経済関係を強化した。マレーシアに対して、中国は国内でマレーシア企業向けの工業団地「中国・マレーシア欽州工業団地」を建設した。この団地はマレーシア企業の対外投資を中国へ誘致し、両国の経済関係を固める効果があると考えられる。

また、CAFTAにより、中国はASEANの盟友となり、東南アジア地域では「中国脅威論」を最低限で収め、経済発展を遂げてきた。ただし、中国はASEAN諸国に異なる政策をとっている。近年、南シナ海問題について、中国とフィリピンやベトナムなどのASEAN国との緊張関係が高まっている。中国とマレーシアの間には領海問題が存在しているが、中国はマレーシアに宥和的な態度をとっている。なぜならば、東アジア地域では、中国と米国の競争は主流となっている。中国はASEAN全体と友好関係を維持しながら、親米派であるフィリピンと距離を保っている。ASEANと米国との関係が緊密になることを予防す



るため、中国はASEAN外交の特徴を利用し、親中派のマレーシアを盛り立て、南シナ海問題について、ASEANの意見を分断しようとしている。このことによって、中国は可能な限り、自国の利益を最大化することを目的にしている。

貿易・投資及び外交面を総合的にみると、2011年に、ASEAN諸国のうち、シンガポール以外で最も多い国はマレーシアであり、マレーシアの対中国輸出はASEANの対中国向け輸出総額の21%を占めている。つまり、中国への輸出がマレーシア経済に与える影響は大きいと理解できるだろう。それに対して、フィリピンへの対中国向け輸出はASEANの対中国向け輸出総額の4%しか占めていない<sup>51)</sup>。近年、中国とフィリピンの緊張関係が高まる要因の一つは、フィリピンと中国との貿易上の依存度が小さいからと考えてもよいだろう。すなわち、経済的連帯と政治的連帯とは表裏の関係にあるのであり、経済的相互依存を深めるためには相手を信頼する政治的基礎がなければならず、また、経済的相互依存を深めていくアプローチを志向することによって政治的な信頼感も生まれてくると言える<sup>52)</sup>。中国はASEAN諸国のうちでマレーシアと友好関係を維持する基盤は貿易上の深い絆であり、緊密な貿易関係も安定的な政治関係があるからであろう。

以上のように、対マレーシア外交は中国にとって、ASEANにおける重要な手段であると私は認識している。そして、CAFTAの締結は経済面の利益より、むしろ中国はASEAN諸国を籠絡する政治手段の意味が強いだらう。

## 参 考 文 献

### 中国語：

- 陳 碧笙『世界華僑華人簡史』1991 廈門大学出版社  
鄧 小平「国家の主権と安全要始終放在第一位」『鄧小平文選（第三巻）』1995 人民出版社  
汪 德榮・嚴 志強・彭 定新『中国－東盟貿易概論』2011 中国物資出版社

51) ジェトロの統計により。

52) 外務省「日本のFTA戦略」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku\\_02.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html)

- 王 鵬「中国企業対東盟の直接投資研究」2007 西南財経大学
- 王 光厚『冷戦後中国東盟戦略関係研究』2008 吉林大学出版社
- 鐘 旭輝・羅 潔「世界因為西方價值觀的失敗而遭難」『世界知識』2009.10
- 「中華人民共和国の社会主義市場經濟：一個亞洲人の觀點」『馬来西亞總理馬哈蒂爾講演集』1995 世界知識出版社
- 「中央外事工作會議在京舉行胡錦濤作重要講話」2006年8月23日中華人民共和國人民政府ホームページ [http://www.gov.cn/ldhd/2006-08/23/content\\_368731.htm](http://www.gov.cn/ldhd/2006-08/23/content_368731.htm)

**英語：**

- Arnfinn Jorgensen Dahl『Regional Organization and Order in Southeast Asia』London, The Macmillan Pree. Ltd. 1982
- Joseph Chin Yong Liow「MALAYSIA-CHINA RELATIONS IN THE 1990S : The Maturing of a Partnership」<http://www.jstor.org/discover/10.2307/3021188?uid=16790168&uid=3738328&uid=2133&uid=2&uid=70&uid=3&uid=67&uid=16745304&uid=62&sid=21103071787453>
- Stephen Leong.「Malaysia and the People's Republic of China in the 1980s : Political Vigilance and Economic Pragmatism」Asian Survey 1987.10.27

**日本語：**

- 『アジア動向年報』アジア経済研究所
- 青山瑠妙「中国の周辺外交」『中国の世界戦略』青山瑠妙など 2011 明石書店
- 石川幸一「ASEANと中国のFTAをどう評価するか」『国際貿易と投資 Spring』2006 NO.63
- 石川幸一「活発化する中国企業のASEAN投資」『季刊 国際貿易と投資 Spring 2005/No.59』
- 石川幸一「始動するASEAN-中国FTA」アジア大学アジア研究所
- 石原洋介「マレーシアにおける資本移動規制」『経済系第218期』関東学院大学 2004
- 内野好郎「アジア通貨危機に際してのマレーシアの対応」『立教経済学研究』第62巻第3号 2009
- 梅崎 創「通貨危機以前のマレーシアにおける金融・為替レート政策」[http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KSS/KSS053500\\_007.pdf](http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KSS/KSS053500_007.pdf)
- 外務省「日本のFTA戦略」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku\\_02.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_02.html)
- 久我由美「CAFTAと投資政策」『アジア研究』Vol.55 No.4 October 2009
- 黄 磷「マレーシアと中国の貿易と直接投資」大西康雄 編『中国・ASEAN 経済関係の展開-相互投資とFTAの時代へ』アジア経済研究所
- ジョセフ・リョー・チンヨン「マレーシアの冷戦後の対中政策に関する再評価」『中国の台頭-東南アジアと日本の対応』恒川潤編 平成21年 防衛省防衛研究所
- 佐藤考一『「中国脅威論」とASEAN諸国』2012 勁草書房
- 佐藤考一「東アジアの秩序とパワー・トランジション」『国際問題』No.604 2011 日本

国際問題研究所

福地亜希「ASEANと中国のFTAと経済関係の深化」『BTMU ASEAN TOPICS』No. 2010/7

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

「マレーシア投資ガイド」国際機関日本アセアンセンター

姚 海峰「ASEAN・中国FTAの再検討」『松山論叢』第31号 2013年12月 松山大学

吉川敬介「ASEAN経済協力の変遷と進展メカニズム」[http://kamome.lib.ynu.ac.jp/dspace/bitstream/10131/7294/1/博士論文\\_校正後.pdf](http://kamome.lib.ynu.ac.jp/dspace/bitstream/10131/7294/1/博士論文_校正後.pdf)